

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1 :

育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復職した職員に対する支援制度を導入し、最低 1 名に積極的な利用勧奨を行う。

<対策>

- 2024 年 7 月 ～ 職員への育休取得時及び復帰時支援制度策定・周知
出産予定者への活用勧奨

目標 2 :

2025 年 4 月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務その他の両立支援制度を導入し、最低 1 名に積極的な利用勧奨を行う。

<対策>

- 2024 年 9 月 ～ 両立支援策定・周知
小学校就学前の子を持つ職員への活用勧奨